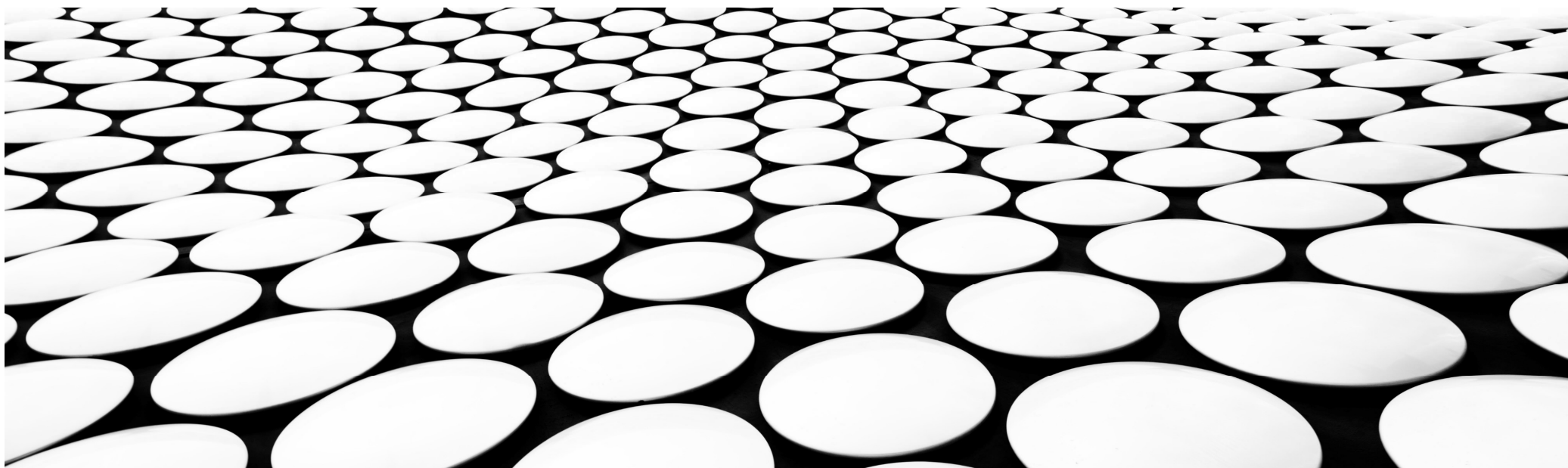


---

# 建退共の電子申請方式について

R05.10.24 建退共佐賀県支部



---

## いつ始まった??

2020年(令和2年)10月にテスト運用スタート

2021年(令和3年)3月から本格運用が始まりました

ただ、まだほとんどの建退共契約者(会社)は電子申請を使っていません

ということで、建退共では、電子申請方式の利用促進を図っています

## 電子申請方式とは？

現在の「証紙(紙)」に代わって  
「退職金ポイント(デジタル)」で掛金を納付する事

※掛金の納付とは・・・証紙(紙)を手帳に貼付け、消印を押印すること。銀行で買っただけでは、納付とならない

また、専用サイト上で退職金ポイントの管理ができますので、  
どこの会社に何日分充当したか、誰に何日分充当したかもすぐに確認できます

---

ところで、便利なの？

**便利です！**

各人の手帳への証紙の貼付け、消印作業 **不要！**

協力会社への証紙の交付作業 **不要！**

期末の証紙枚数の確認作業 **不要！**

特に、

大量の証紙(紙)の管理に困っている、協力会社への交付が多い

契約者であれば、よりメリットが感じられます

## 書類の削減も！

### 工事完成時に発注者に提示する書類も削減できます(※1)

(完全に電子化した場合)

電子申請方式の場合・・・掛金充当実績総括表(様式031号)の提示は必要だが、  
建設キャリアアップシステム(CCUS)の利用状況が高い場合(※2)は、  
被共済者就労状況報告書(事務受託様式第4号)と掛金充当書の提示は不要

証紙方式の場合・・・掛金充当実績総括表(様式031号)を提示のうえ、  
工事別共済証紙受払簿(様式第32号)、被共済者就労状況報告書(日別報告様式・事務受託様式第5号)、  
(月別報告様式・事務受託様式第4号)、等を必要に応じて提示する。

(※1)令和3年3月30日付 国土交通省不動産・建設経済局建設業課長「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」より

(※2)工事従事者に占める建設キャリアアップシステム技能者の割合が過半数以上を目標

## 書類の削減も！2

加入・履行証明願申請時に必要な書類も削減できます

(完全に電子化した場合)

電子申請方式の場合・・・共済証紙受払簿が不要になります

加入・履行証明願2通・共済手帳受払簿

(佐賀県の場合：直前3年の工事施工金額一覧表（様式第3号）、出面表)

現在・・・加入・履行証明願2通、共済手帳受払簿、共済証紙受払簿

(佐賀県の場合：直前3年の工事施工金額一覧表（様式第3号）出面表・下請に交付した就労状況報告書(完工分で金額が最も大きい工事分)

---

**注意！**

**書類の削減は完全に電子化する必要があります**

証紙貼付方式(紙)と電子申請方式(デジタル)が混在している場合、

**証紙貼付方式に係る書類の提出が求められます！**

※完全な電子化・・・証紙(紙)の購入、証紙(紙)による手帳貼付、下請払出、元請からの受入がないこと

## 電子申請方式を申し込むには？

**電子申請申込書1枚を提出するだけ！**

建退共事業本部のHPから申込書をダウンロードして、  
建退共佐賀県支部に提出して下さい

後日、本部から「電子申請専用サイト開通通知」が郵送されます

令和4年(2022年)7月以降に新規で共済契約を申し込まれた共済契約者は、電子申請申込みは不要です。  
(契約締結後に、電子申請専用サイト開通通知を送付しております)